

協議会だより

厚生労働大臣に七回目となる緊急申し入れを行いました

二〇二一年五月下旬から、全国各地で学童保育指導員を対象に「新型コロナウイルス感染症」予防ワクチンの優先接種がはじまったとの情報が寄せられています。

感染拡大の第四波では、学校や保育所などで感染が広がりましたが、一二歳未満は接種の対象ではないため、子どもに接する仕事に従事する人々が接種を受けることで、感染拡大を防ぐことが期待されています。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）では二〇二一年七月二〇日現在、八都府県（計二六四市区町村）と六八八市町村で優先接種が実施されている。

とを把握しています。しかし、全国一七四一市町村のうち、学童保育を実施している市町村は一六二〇市町村（全国連協調査）であり、大きな地域格差がありますし、都道府県単位でワクチンの優先接種が行われているところも少数です。

また、「ワクチンの確保ができて予約取消・予約停止となった」「余剰ワクチンがあれば優先接種を行うと自治体から連絡があったが、実際には不足していて接種のめどがたっていない」「障害のある子どもの生活の連続性を考えると、放課後等デイサービスの職員にも接種してほしい」などの情報も寄せられています。

そして二〇二一年七月一九日、全国連協は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止をはかり、コロナ禍にある子どもの安全・

安心を守るという役割を学童保育が果たすことができるよう、七回目となる「新型コロナウイルス感染症」学童保育にかかわる緊急申入書」を厚生労働省に提出しました。

要望内容は、つぎのとおりです。
1. 国として、都道府県・市町村に学童保育指導員には優先接種（希望者のみ）が必要であるという通知を發出してください。

2. 「新型コロナウイルス感染症」拡大防止対策として、以下を予算化してください。

- ①「令和二年度第三次補正予算」にひきつづき、マスクや消毒薬などの消耗品および空気清浄機などの備品を整備できる予算
- ② 指導員をはじめ、必要とする関係者に、必要なときにPCR検査を行うことができるよう、検査体制の抜本的な拡充を図り、その検査にかかる費用は公費で負担すること

全国連協では、地域の連絡協議会と協力して、一人ひとりの保護

者・指導員の声をひきつづき国・都道府県・市町村に届けていきます。

指導員に独自の給付をした自治体があります！

国の第二次補正予算（二〇二〇年八月二日成立）に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、児童分野、学童保育や保育所の職員が対象外になったことから、全国連協は二〇二〇年八月一九日、厚生労働省に学童保育を対象とすることを求める緊急申入書を提出しました。

一方、独自の給付を行っている自治体もあります（二〇二〇年一〇月号・一一月号、二〇二一年二月号を参照してください）。二〇二〇年二月以降、現在までに新たに把握した情報をお知らせします。

◇宮城県気仙沼市……一人三万円。二〇二〇年四月五日（市内で「新型コロナウイルス感染症」患

者一例目発生日)から六月三〇日までの間、市内の対象施設で、子どもと一定程度接する機会にある業務に、通算一〇日以上勤務した者(公務員を除く)。

◇宮城県石巻市……一人五万円。
二〇二〇年三月二日から緊急事態宣言の解除前日にわたる五月三十一日までの間、市内の対象施設で、子どもと接触をともなう業務に通算一〇日以上従事し、かつ二〇二〇年三月時点で継続して従事している職員が対象。

◇宮城県名取市……一人五万円。
二〇二〇年二月二日から六月三〇日までの間、市内の対象施設で、子どもと接触をともなう業務に通算一〇日以上勤務した職員。

◇宮城県登米市……一人三万円。
緊急事態宣言の発令期間中に対象施設に通算して一〇日間以上勤務し、子どもと接触した職員(公務員を除く)。

◇茨城県結城市……一人三万円。
二〇二〇年四月一日から二〇二〇

年五月三十一日の間、市内の対象施設で二〇日以上勤務した職員。

◇茨城県日立市・北茨城市・高萩市……一人三万円。県北部で隣接する三市が、生活圏が一緒であるとして歩調をあわせた。

◇群馬県伊勢崎市……一人五万円。市内の学童保育の従事者(市外在住者も含む)のうち、二〇二〇年三月四日から五月三十一日までの間に二〇日以上勤務し、子どもと接触した職員。すでに退職した方も含む。

◇群馬県渋川市……一人一万円。
二〇二〇年四月一六日から六月三〇日までの間に、一〇日以上勤務し、子どもと接触した職員。接触とは、「身体的接触に限らず、対面する、会話する、又は同じ空間で作業する場合を含み、その頻度は問わない」。すでに退職した方を含む。

◇群馬県みどり市……一人五万円。二〇二〇年三月二日から五月三十一日までの間に通算一〇日以上勤務した職員。施設の所在地は、

市内・市外を問わない。公営の施設は除く。二〇二〇年三月二日から五月三十一日までの対象期間、みどり市に住民登録があり、かつ二〇二〇年二月七日(基準日)において、みどり市に住民登録がある人。

◇埼玉県朝霞市……市内の対象施設(公営を除く)に従事する者。各施設の職員配置基準に定められた職員数に五万円を乗じた額を施設に給付。従事者への支給金額は、各施設で職種等を勘案し決定のうえ、支給。

◇神奈川県藤沢市……一人五万円。最初に緊急事態宣言が発令されるなどした「第一波」の時期(二〇二〇年三月二日～六月三〇日)、同宣言の再発令など「第二波」の時期(二〇二〇年一月四日～三月三十一日)に対象施設に勤務した職員が対象。

◇静岡県……一人五万円。二〇二〇年十一月二日から二〇二〇年三月三十一日までの間に県内の対象施設で通算して一〇日以上勤務した

者。現在は退職した人も申請できる。

◇奈良県奈良市……一人五〇〇〇円分の商品券。二〇二〇年三月六日(奈良市患者一例目発症日)から六月三〇日までの期間に対象施設に一〇日以上勤務した者かつ二〇二〇年八月一日時点で在籍している職員。

◇佐賀県……一人六万円。医療・介護・福祉・保育の現場へ佐賀型エール支援金(県支援金)を給付。二〇二〇年七月一日から二〇二〇年三月三十一日までの間に、通算して二〇日以上勤務した従事者等であること。

◇大分県臼杵市……一人五万円分の市内で使える買物券。二〇二〇年八月三十一日時点で市内の対象施設に勤務し、二〇二〇年三月三日から二〇二〇年八月三十一日までの間に通算して一〇日以上勤務した職員。

◇大分県宇佐市……一人五万円分の「応援券(市内店舗等で利用できる商品券)」。